

骨子案

第●章

茨木市障害者計画（第5次）

茨木市障害福祉計画（第7期）

茨木市障害児福祉計画（第3期）

第1節 前計画の評価と課題

○障害者施策に関する第4次長期計画の評価と課題

前計画の基本目標1 お互いにつながり支え合える

施策(1) すべての人が支え合う共生社会への取組

【取組状況と課題】

①つながり、支え合い、共に生きるための市民一人ひとりの取組

平成30年(2018年)4月に施行した「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」について、市広報誌やホームページ等への掲載のほか、概要版やリーフレット等を作成し配布するなど、本条例の周知に努めました。また、障害者週間における行事等の様々な機会を通じ、障害に対する理解を深める取組を行いました。

より多くの市民や事業者に、いかに本条例の趣旨について理解を促し、合理的配慮の視点に立った行動を浸透させていくかが、継続した課題です。

②障害者を支えるボランティアなど担い手の充実

地域における担い手づくりの取組として、「手話奉仕員養成講座」の開催や、若い世代にも手話に親しんでもらえるように「こども手話教室」を開催するなど、障害者を支えるボランティアの育成や、担い手の充実に向けた様々な取組を実施しました。

市が実施する取組だけでは担い手の育成は十分ではなく、市民や市民団体、事業者等が主体となって行う障害への理解を深める活動や、担い手の裾野を広げる活動の促進が、今後の課題です。

施策(2) 交流を通じての相互理解の促進

【取組状況と課題】

①障害のある人とない人の交流事業の充実

市民の障害理解を深めるため、障害のある人とない人の交流講座として、茨木市立障害福祉センターハートフルにおいて、「スポーツ吹き矢体験講座」や「ダンス講座」等を開催するほか、茨木市障害者地域自立支援協議会 障害当事者部会 による「当事者交流会」等を開催し、交流機会の確保に努めました。

市だけではなく、市民活動団体や障害福祉サービス事業所等の様々な主体による交流機会や協働の促進が、今後の課題です。

②障害者の社会参加を促進する地域での居場所づくり

障害者の社会参加や交流機会の充実を図るため、障害福祉センターハートフルにおいて、障害のある人とない人の交流講座を開催するなど障害者が気軽に社会参加し、交流できる場づくりを行いました。

また、地域住民が集い、活動・交流できる居場所として、地域活動支援センター（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型）の運営を支援しました。

重層的支援体制整備事業の実施を踏まえ、子ども・若者や高齢者等他分野の取組との連携による居場所の選択肢のあり方が、今後の課題です。

前計画の基本目標 2 健康にいきいきと自立した生活を送る

施策（１） 地域での包括的な相談支援体制の構築

【取組状況と課題】

①「茨木市障害者基幹相談支援センター」による総合相談支援の推進

地域の相談支援の拠点として、障害者やその家族等の相談対応や地域の障害者相談支援事業所への専門的支援、権利擁護等を行いました。

また、障害者基幹相談支援センター内の障害者虐待防止センターにおいて、虐待の防止や対応を行いました。

障害福祉サービスの利用に至った方に対する関係部局との連携や計画相談支援へのあっせん調整が、今後の課題です。

②茨木市障害者地域自立支援協議会の機能強化と連携による支援体制の推進

障害者地域自立支援協議会に設置している専門部会等を中心に、様々な関係機関が連携・協力しながら、地域課題の研究や課題解決に向け、検討を行いました。

中でも、平成30年（2018年）に発生した大阪府北部地震と台風21号を受けて発足した「災害対策ワーキンググループ（後に、「障害者避難所プロジェクトチーム」へと改変）」においては、当時の経験を踏まえ、障害のある人の避難所生活が少しでも快適になること、避難所運営に関わる人が障害特性や支援方法の理解を深めることを目的としたガイドブックを作成するなど、地域全体で障害者を支援する体制づくりに努めました。

取組の充実の一方、課題が多岐に渡ることにより会議回数や活動量が非常に増加しており、参画機関への負担が年々大きくなっていることから、持続可能な取組となるよう運営の効率化を図ることが、今後の課題と考えられます。

③相談支援事業所との円滑な連携及び相談支援体制の強化

身近な場所で気軽に相談できる窓口として、市町村相談支援事業の委託事業である障害者相談支援センターの設置を進め、相談支援体制の強化を図りました。

また、相談支援従事者に対する支援については、障害者基幹相談支援センターが中心となり、ニーズが多かったテーマの研修を実施するとともに、専門的な指導や助言を行いました。

ピアカウンセラーについては、養成講座を実施し、人材育成に努めました。

一方で、障害福祉サービス利用者が急増し続ける中、計画相談支援に従事する相談支援専門員の不足により、障害者が計画相談支援を希望しても利用できない状況が常態化しています。また、それに伴い計画相談支援を利用できない人への対応のため本来計画相談支援で行うべき支援を担わざるを得ない障害者相談支援センターの負担も増加を続けるという悪循環が生じており、計画相談支援の利用率を向上

させる取組等、相談支援体制の最適化し持続可能性を高めることが、今後の課題です。

④ケアマネジメント体制の充実

属性や世代を問わない包括的相談支援体制の構築を図るため、地区保健福祉センターの設置を進めてきました。現在、制度のはざまにいて支援を受けにくい方や地域で孤立している方、積極的・継続的なアウトリーチ支援を必要とする方に対し、包括的な相談支援体制により支援するため、地区保健福祉センターを中心とした「重層的支援体制事業」開始します。

障害分野において個別の課題から地域課題を抽出し地域課題の改善を個別の支援へ還元させるケアマネジメント体制を構築したうえで効果的、効率的に重層的支援体制に統合できるかが課題です。

施策（２） 地域での自立した生活への支援の充実

【取組状況と課題】

①自立支援給付事業、地域生活支援事業の充実

自立支援給付事業については、市の独自財源による「重度重複障害者等支援事業」や「生活介護事業所入浴サービス促進事業」を、報酬改定の動向と整合性を図りながら実施し、障害者の在宅生活を支えるサービスの充実を図りました。

地域生活支援事業については、より安定した日中活動の促進を図るため、地域活動支援センターⅢ型の報酬を改定しました。

障害の地域生活の継続を支援するため、より効果的で持続可能な事業のあり方を検討することが、継続した課題です。

②地域移行・地域定着支援のための体制整備

新型コロナウイルス感染症の影響により、施設や精神科病院への訪問が制限されるなど、活動が難しい中で取組を実施しました。

感染症法上の位置付けが５類に移行したことに伴い、「ポストコロナ」における、地域生活への移行・定着に向けた手法の検討が、今後の課題です。

③住まいの場の充実

グループホームを開設する社会福祉法人等に対し、施設開設補助を実施し、住まいの場の充実を図りました。

茨木市の保健福祉に関するアンケート調査から、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームが、65歳未満の障害者の住まいとして選ばれ、また、将来の住まいとして選択肢に含まれている状況が見受けられます。

グループホームについては、市内定員は増加し利用しやすくなつたものの、障害の特性や程度、重複の状況によっては調整が難しく入居先が見つかりにくいケースがあることから、障害に応じた住まいの確保が課題です。

④地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等については、令和2年度（2020年度）に整備を行い、令和4年度（2022年度）には、地域自立支援協議会に「地域生活支援拠点等プロジェクトチーム」を立ち上げ、運用状況の検証・検討体制を構築しました。

また、機能の一部を担う茨木市立障害福祉センターハートフルにおいて、「福祉職のホスピタリティとマナー」、「いろいろな立場の福祉職員の育成」等の研修を開催し、専門的人材の確保・養成に向けた取組を実施しました。

地域生活支援拠点等の各機能の実効性の向上が、今後の課題です。

⑤適切なサービス提供と地域に根差した事業所運営の促進

必要なサービスが適切に提供されるよう、新たに「支給決定基準」を策定するとともに、ニーズに応じた質の高いサービスが提供されるよう、障害福祉サービス事業所に対する説明会や研修、集団指導などを通じて指導、助言等を行うなど、必要な支援に努めました。

また、就労継続支援B型の事業所数が急増し、一定の充足を得たことから、茨木市立障害者就労支援センターかしの木園については、令和5年度（2023年度）から就労移行支援事業を中心とした事業形態へと機能を変更し、同年度末で就労継続支援B型事業を廃止することとしました。

障害者総合支援法の改定に伴い、市内で一定充足したと考えられるサービス種別がある場合、本市障害福祉計画に基づき、事業所指定の要否、条件の付与の要否を、どのように設定するのかが、今後の検討課題です。

⑥茨木市障害福祉サービス事業所連絡会との連携強化

障害者やその家族が安心して生活できる地域づくりを目指して、茨木市障害福祉サービス事業所連絡会が参画する障害者地域自立支援協議会の取組を通じて、災害時の避難所運営等について検討を行いました。

⑦障害福祉サービス等情報公表

医療機関・介護・障害福祉事業者検索ホームページ「いばらき ほっとナビ」について、事業者情報の開示を行うとともに、障害福祉サービス等の事業所リストをホームページに掲載し、必要に応じて窓口で配布するなど、障害者が自分に合ったサービス提供事業所を適切に選択できる体制の充実に努めました。

⑧計画相談支援の実施

計画相談支援導入率の向上を図るため、指定特定相談支援事業所の開設や相談支援専門員の増員を促すための補助制度を創設するなどの取組を行いました。

計画相談支援の利用率は令和4年（2022年）3月末時点で34.1%と低水準となっており、利用率を向上させることが喫緊の課題となっています。

利用率の向上にあたっては、計画相談に従事する相談支援専門員の人数が不足していることや、他の事業との兼務者が多いこと、また、従業者の定着や人材育成、支給調整や採算性など、複合的な課題があります。

⑨サービス提供事業者に対する支援・障害福祉サービスの質の確保

障害福祉サービス事業者については、集団指導、実地指導及び監査を適切に行うことにより障害福祉サービスの質の確保に努めました。また、地域生活支援事業についても事業所訪問を行い、抱えている課題についての相談や指導・助言を行いました。

障害福祉サービス事業者における法令順守やサービスの質の向上への取組を促進するとともに、必要時厳正な対応を行うことによる市内の障害福祉サービスの質の確保の実施は、継続して取り組む課題です。

⑩サービスを担う人材の確保・育成

地域生活支援拠点等における「専門的人材の確保・養成」の機能の活用や移動支援従事者養成研修を継続的に実施することにより、サービスを担う人材の確保・育成に努めました。

障害福祉サービス事業所において訓練、介護、相談、看護等各種人材の確保・定着が課題となっています。また、事業所や地域で実施する人材の技能向上・離職防止に向けた研修体制のあり方も課題です。

施策（3） 精神障害者の地域での支援体制の充実

【取組状況と課題】

①精神障害者に対する地域における包括的なケア体制の充実

地域自立支援協議会の「地域移行・地域定着部会（精神科病院チーム）」を精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場として位置付け、関係機関と連携しながら取組を行いました。

また、体制の充実を図る上で、精神科病院との連携も重要となるため、市内の精神科病院に協議の場への参加を依頼するなど、関係機関との連携強化に努めました。

新型コロナウイルス感染症の影響により活動が制限されたことを受け、今後、地

域における多職種、多機関の更なる連携や、「ポストコロナ」における効果的な取組の手法の検討が、今後の課題です。

②精神障害に関する理解促進

障害者地域自立支援協議会や市が実施している出前講座等を通じて精神障害に関する啓発を行いました。

茨木市の保健福祉に関するアンケート調査の結果から、精神障害への地域の理解が十分に浸透していないと見受けられることから、効果的な啓発の手法が今後の検討課題です。

施策（４） 制度の谷間のない支援

【取組状況と課題】

難病患者が、適切に障害福祉サービスの利用につながるよう、ホームページ等を活用し周知に努めました。また、障害福祉サービスの申請を希望する難病患者に対して、適切に導入面談を行うことにより、円滑なサービスの利用につなげました。

難病患者は症状が多様であり、外見からわかりにくい障害による特有の事情への考慮が必要であり、障害の程度を適切に把握するのが難しいのが課題です。

②高次脳機能障害・発達障害に対する支援

障害福祉サービスの申請を希望する高次脳機能障害・発達障害の方に対して、必要な情報提供を行い、適切にサービスが利用できるよう努めました。また、高次脳機能障害の方への支援については、必要に応じて大阪府高次脳機能障がい相談センターや障害福祉サービス提供事業者と連携し対応するなど、関係機関と連携し対応しました。

高次脳機能障害・発達障害は症状が多様であり、外見からわかりにくい障害による特有の事情への考慮が必要であり、障害の程度を適切に把握するのが難しいのが課題です。

施策（５） 医療サービス提供体制等の充実

【取組状況と課題】

①医療への支援

重度障害者に対して、重度障害者医療費助成制度の案内及び申請勧奨を行い、医療費助成を行いました。平成30年度（2018年度）に、精神障害者手帳1級所持者や障害年金1級に相当する難病患者を新たに対象要件に加え、制度の拡充を行いました。

②地域での機能訓練等リハビリテーション体制の充実

機能訓練等のリハビリテーションが必要と思われる利用者については、適切に導入面談を行うことにより、円滑なサービスの利用につなげるとともに、計画相談支援事業者等と連携し、必要な支援につなげました。

また、障害福祉センターハートフルにおいて、引き続き地域活動支援センターⅡ型事業を実施し、理学療法や作業療法による心身の機能の維持・向上が行える体制の充実に努めました。

利用者が求める訓練等のリハビリテーションの希望及び障害福祉サービス事業所が提供するメニューが多様化しており、希望と必要性に応じた適切なサービス種別の勘案や、事業所の選択の難しさが課題です。

施策（６） 医療的ケアの必要な方に対する支援

【取組状況と課題】

①医療的ケアに対する支援体制の充実

医療的ケアが必要な重度障害者等の在宅生活を支えるため、重度重複障害者等支援事業を継続的に実施し、医療的ケアの提供体制の整備・充実に取り組むほか、在宅療養を支えられるように福祉医療費助成制度の利用促進に努めました。

各事業を実施することにより、医療的ケアの提供体制の充実に努めているものの、重度障害者等の受け入れができる社会資源が、なお不足していることが、継続した課題です。

②医療的ケアに適切に対応できる人材の確保

茨木市立障害福祉センターハートフル及び茨木市立障害者生活支援センターともしび園において、看護師の配置や喀痰吸引等研修の受講により、医療的ケアに対応できる人材の確保に努めました。

事業所において看護師や介護職が不足しており、医療的ケアに対応できる事業所数が少ないことが継続した課題です。

施策（７） 保育・教育における支援の充実

【取組状況と課題】

①早期療育の充実

乳幼児健康診査、乳幼児全戸訪問事業、利用者支援事業（基本型・母子保健型）等を通して、保健師・保育士等が保護者の相談に応じ、障害の有無が明確でない段階から一人ひとりのニーズに応じた支援を行うとともに、療育を必要とする乳幼児について、適切な支援につなげることができました。

公立の児童発達支援事業所「すくすく親子教室」は、乳幼児健康診査と連携した

早期療育をはじめ、乳幼児の発達に関する電話や面接での相談や未就学児とその保護者が気軽に集える「つどいの広場」を巡回して相談を受けるなど、気付きを支援につなぐ初期療育機関として機能しています。今後も関係機関と連携し、障害児のライフステージに応じた切れ目のない効果的な支援を提供する体制の構築が継続した課題です。

②障害児保育の充実

保育所や幼稚園等において、障害のある子どもと障害のない子どもが時間と空間を共有し、相互に影響を受けながら成長することを目指す統合保育・共生保育を引き続き推進しました。また、新たに私立幼稚園への巡回を開始するなど、心理判定員による巡回支援の充実を図りました。

学童保育についても、障害の有無に関わらず、児童が必要に応じて学童保育を受けることができるように、引き続き受入体制の整備に取り組むとともに、学童保育指導員の専門性の向上を図るため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しながら、研修の充実に努めました。

さらなる障害児保育の充実のためには、引き続き、保育士や幼稚園教諭、学童保育指導員等の資質の向上に努めることが課題です。

③障害児教育の充実

「ともに学び、ともに育つ」教育の観点から学校づくり、集団づくりを学校長のリーダーシップのもと支援教育コーディネーターを中心に、教職員の共通理解のうえ、学校全体で進めました。「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」とともに作成数が増加しており、児童生徒の実態把握から組織的な指導・支援に努めました。

通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒に対する支援については、個別の指導計画に基づいた、さらなる効果的な推進が課題です。

④児童発達支援センターによる総合的な障害児支援

障害児支援の中核的役割を担う機関として、地域の障害児等に対する相談支援や保育所等訪問支援を実施するとともに、施設の有する専門機能を活かして、障害児通所支援事業所等に対する研修会等を行うことにより、連携や地域の発達支援の質の向上に努めました。

障害児相談支援事業では、支援への認知の高まりもあり年々相談等の件数が増える中、相談内容の複雑化や複合化が顕著であることから、相談支援体制のさらなる充実が課題です。

⑤特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の充実

障害者地域自立支援協議会の子ども支援プロジェクトチームを、医療的ケアが必要な障害児に対しての子育てや保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携を図る協議の場として活用しており、関係者が医療的ケアが必要な障害児に関しての理解や認識を深めることができました。令和4年度（2022年度）からは関係機関の支援を調整する医療的ケア児等コーディネーターを、医療職、福祉職ともに1人ずつ配置し、それぞれの分野の強みを活かしています。様々な心身の状況にある医療的ケアの必要な児童の支援体制について、関係機関と課題の共有・協議や解決に向けた取組の実施が継続した課題です。

また、障害のある児童等が被虐待児とならないように、状況等に応じたきめ細かな支援を行うとともに、茨木市要保護児童対策地域協議会等と連携し適切な対応に努めました。

施策（8） 学校教育・社会教育の充実

【取組状況と課題】

①障害のある児童・生徒に対する小・中学校教育の充実

「ともに学び、ともに育つ」を基本に、一人ひとりの障害の状況や教育的ニーズに応じた指導、支援の充実に資するため、支援教育に関する連絡会、研修会を実施しました。

支援教育地域支援整備事業を活用し、域内の府立支援学校へ教育相談を依頼し、専門的な見地から指導内容や配慮についての助言を受けました。

すべての児童生徒に適切な指導、支援を実施するため、教職員全体の支援教育の専門性の向上が課題です。

②小・中学校における教育相談体制・研修の充実

新型コロナウイルス感染症の影響により、相談・研修ともに対面での実施が難しい時期もありましたが、オンラインなどを活用し、保護者の多様なニーズへ対応するとともに、教職員の資質向上に努めました。

さらなる相談支援体制の充実のためには、教育センター所属の相談員の専門性向上や、教職員の資質向上が継続した課題です。

施策（9） 障害教育の推進

【取組状況と課題】

①学校等における障害理解教育・学習活動の充実

保育所や幼稚園等において、障害のある子どもと障害のない子どもが時間と空間を共有し、相互に影響を受けながら成長することを目指す「ともに学び、ともに育つ」教育を実施することにより、障害についての正しい理解や認識が深まりました。

また、すべての小・中学校において、車椅子・アイマスク体験や自閉症スペクトラムについての理解等の障害理解教育を計画的に進めることができました。

実践の場としてのボランティア活動については、新型コロナウイルス感染症の影響により計画通りに進められなかったこともありました。関係機関等との連携を深め、活動の場の充実を推進していくことが課題です。

②家庭・地域における障害教育・学習活動の充実

新型コロナウイルス感染症の影響により、学習機会の提供が困難な状況が多くある中においても、適切な感染症対策を講じながら実施手法を工夫し、一定の水準を維持した取組を実施できました。今後は、オンラインの活用など、社会情勢の変化に応じた学習機会の提供方法等の検討が課題です。

前計画の基本目標3 “憩える・活躍できる”場をつくる

施策(1) 働きつづけられる環境の充実

【取組状況と課題】

①障害者雇用及び働きやすい環境づくりに対する企業等の理解の促進

障害者の就労支援体制の充実に向け、障害者地域自立支援協議会 就労支援部会等と連携し、市内の企業等に対する雇用支援セミナーを実施しました。また、障害者雇用啓発リーフレットを配付し、法定雇用率やテレワーク等の合理的配慮の視点に立った、働きやすい職場環境づくりについて、周知、啓発を行いました。

障害者雇用及び働きやすい職場づくりに対する事業主への理解の促進に繋がる事業の実施が検討課題です。

②各種助成制度などに関する周知

企業等が障害者雇用に積極的に取り組めるように、ハローワーク等と連携し、障害者雇用促進奨励金等の各種助成制度や相談窓口等について、市広報誌・ホームページの活用や市内の事業主へのリーフレット配布により、周知及び情報提供を行いました。

制度改正等の新たな情報について、ハローワーク等と連携し、迅速に情報提供する手法が検討課題です。

③雇用分野における差別の解消

企業等が障害者雇用における合理的配慮の提供に主体的に取り組めるように、障害者地域自立支援協議会 就労支援部会等と連携し、市内の事業主や人事担当者を対象に、障害者雇用支援セミナーを実施しました。

より多くの事業主に啓発を行う手法の検討が、継続した課題です。

④就労拡大に向けた支援体制の充実

障害者地域自立支援協議会 就労支援部会等の活動を通じて、公共職業安定所及び茨木・摂津障害者就業・生活支援センターと連携を図り、更なる支援体制の充実に取り組みました。

また、障害者の一般就労へのニーズの高まりや、雇用する企業に対する障害者理解や配慮の推進など、近年の障害者就労に関するニーズに対応するため、茨木市立障害者就労支援センターかしの木園が実施する事業を就労継続支援B型・生活訓練から就労移行支援事業・就労定着支援へ転換するなど「一般就労を目指し、定着できる地域づくりの拠点」を目指して、令和5年(2023年)度から新たに、一般就労へ向けた各種事業を実施し、障害者の就労拡大に向けた支援体制の充実に取り組みました。

令和6年(2024年)の障害者総合支援法の改正に伴い、雇用と福祉の連携として、市町村と障害者就業・生活支援センターの連携が明記されたことに伴い、就労関係機関と障害福祉行政や障害福祉サービス事業所等の効果的な連携の促進が、今後の課題です。

⑤様々な就労体験を通じた障害者就労の促進

茨木市立障害者就労支援センターかしの木園では、自立訓練事業を実施し、生活の疑似空間での体験を基に利用者の生活基盤を整え、就労意欲の向上に取り組みました。

また、市役所庁内では、庁内職場実習や障害事業所の自主製品の販売を行うなど、就労体験の機会を提供しました。

⑥スマイルオフィスを活用しての就労意欲の向上

市が雇用し、市役所庁舎内で簡易な事務処理などを行うスマイルオフィスの取組により、利用者の就労意欲が高まり、雇用終了後は一般就労へつながるなど、新たな場所で活躍しています。スマイルオフィスの就労希望者が増加したことから、採用人数を拡充しました。

⑦障害者優先調達推進法に基づく取組の推進

「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、「障害者就労施設等からの物品等調達方針」を策定するとともに、茨木市立障害者就労支援センターかしの木園で実施している共同受注システムの運用により、受注拡大と工賃向上に取り組みました。

本市が発注する優先調達額は微増傾向にありますが、市による発注の増加や多様化や、市からの発注が増加した場合に障害福祉サービス事業所において対応できる生産体制が確保できるかが課題です。

⑧共同受注システムの充実

共同受注システムは、都道府県による実施や事業所のグループによる実施が多い中、本市においては市の事業として実施しています。茨木市立障害者就労支援センターかしの木園への委託を中心に、運用を行い、授産製品の販路拡大に向けた取組や、茨木商工会議所の会報誌「ハーモニック茨木」を活用し、役務の受注について周知を行うなど共同受注システムの充実に努めました。

しかし、市内就労継続支援B型事業所の平均工賃は全国平均、大阪府平均と比較して低い状況にあり、横這いで推移をしているのが課題です。本事業は、市内の通所系事業所の役務確保や授産製品販路拡大に係る業務負担軽減及び工賃の維持・向

上に資する一方、本市の共同受注システムのあり方が、各事業所自らが行う役務発注元開拓や販路拡大などの業務の抑制要因の一つとなっている可能性も考えられます。

なお、本事業においては、市からの優先調達による役務等の受注が多くを占め、民間企業からの受注は伸び悩んでおり、共同販売による収入の割合は10%未満となっています。

⑨働きつづけるための就労相談の充実

就労移行支援等の障害福祉サービスを利用し一般就労へ移行された方に対し、企業等での就労が継続できるように、必要に応じて就労定着支援の支給決定を行うほか、茨木市立障害者就労支援センターかしの木園において、就労定着支援事業の実施等により、本市の障害者が働き続けることができるよう支援しています。

就労移行支援以外の就労系サービスを利用し就労した障害者に対する就労定着支援の手法、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携、計画相談支援の不足等が、継続した課題です。

また、令和5年度（2023年度）に施設の役割を変更した茨木市立障害者就労支援センターかしの木園の取組を、着実に地域の事業所や企業等へ浸透させていくことが、今後の課題です。

施策（2） 余暇活動を通じた社会参加の促進

【取組状況と課題】

①余暇活動を通じた社会参加の促進

大阪府障がい者スポーツ大会や市民プールの開放、ボッチャ体験会などの身体活動・スポーツの機会を確保するとともに、障害者週間に併せて開催する「障害者の手づくり作品展」を、他分野との協働によるアート展へと発展させるなど、文化芸術分野における取組を推進しました。また、障害者社会参加促進事業を継続して実施するなど、様々な余暇活動の機会の確保を図りました。

障害者文化芸術推進法の施行や、本市文化振興ビジョン及びスポーツ推進計画の改定などを背景に、障害者の社会参加は、様々な分野に分化・多様化しており、多様な活動主体の取組や協働が促される環境づくり、活動の場となる公共施設の円滑な活用が、今後の課題です。

②様々な余暇活動に参加しやすい環境づくり

茨木市立障害者就労支援センターかしの木園が実施する共同販売や市と連携協定を締結している商業施設内のスペースでのイベントの開催など、様々な交流機会の確保を図りました。

また、行政と障害福祉サービス事業所、市民活動団体等が協働し、障害福祉等の啓発イベントを開催するなど、障害者が余暇活動に参加しやすい環境づくりに努めました。

地域共生社会に向け、多様な主体による主体的で活発な協働・共創を促す環境整備や仕組みの構築が、今後の検討課題です。

前計画の基本目標 4 一人ひとりの権利が尊重される

施策（１） 人権の尊重、差別のないまちづくりの推進

【取組状況と課題】

①障害に対する理解を深める啓発事業の充実

市民等の障害理解を深めるため、障害者週間に併せて実施する「障害者の手づくり作品展」の開催や茨木市障害者地域自立支援協議会 研修啓発プロジェクトチーム が実施する啓発事業等、様々な啓発に関する取組を行いました。

市民や事業主が、より障害に対する理解を深めるためには、障害による困難さだけでなく、積極的な側面を含めた多面的な障害への理解が必要であり、交流や体験を通じることも重要です。市が行う啓発活動だけでなく、いかに多様な主体、場面、活動、発信を通じた啓発が行えるかが、今後の課題です。

②障害を理由とする差別の禁止

「障害を理由とする不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」における考え方や内容について、リーフレットを活用した周知や出前講座等を通じて、啓発を行いました。

茨木市の保健福祉に関するアンケート調査から、十分に障害者差別の考え方や合理的配慮の提供の考え方について市民や事業主に浸透しているとは言えない状況が窺えることから、更なる啓発を行うことが継続した課題です。

③茨木市障害者差別解消支援協議会の設置

本市では、障害者の自立と社会参加に関連する関係機関（者）が行う、「障害を理由とする差別に関する相談」や「相談事例を踏まえた差別解消の取組」を効果的かつ円滑に行うネットワークとして、平成30年（2018年）8月に「茨木市障害者差別解消支援協議会」を設置し、障害者差別事案発生時のあっせんや公表のあり方などの協議を行うとともに、市の取組の共有などを行ってきました。

各機関の取組状況や課題、事例の共有などによる地域全体における差別相談に対する対応力の向上や、差別の起こらない地域づくりへの取組が、今後の課題です。

④市民及び市民活動団体、事業者と連携した啓発の推進

市民及び市民活動団体、事業者に障害を理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供についての認識を深めてもらえるように「合理的配慮の提供に係る助成金」や「障害理解促進事業補助金」等を実施しました。また、市民や市内障害福祉サービス事業所・市民活動団体等とともに、障害福祉等の啓発イベントを開催し、障害に対する理解や、差別解消に向けた取組を推進しました。

施策（２） 虐待防止対策の推進

【取組状況と課題】

①虐待防止及び啓発への取組

障害者虐待防止センターを設置し、虐待防止に向けた取組や事案への対応を行いました。

虐待を未然に防止するためには、関係機関との連携のもと、できるだけ早期に発見し介入することが重要なことから、障害者・高齢者虐待防止ネットワーク連絡会を運営し、関係機関との連携の促進に努めました。

また、市内を走行する路線バスに虐待防止に関するラッピング広告を行うなど、周知啓発活動にも力を入れました。

虐待防止及びその啓発は人権擁護の観点から継続して取組むべき課題です。

②虐待対応の強化

24時間365日虐待通報を受付する専用ダイヤルや専用のメールフォームを設置し、時間を問わず、様々な方法により虐待に関する通報ができる体制を整備しました。

茨木市の保健福祉に関するアンケート調査から、障害者虐待防止センターや虐待通報ダイヤルの認知度が低い様子が窺えることから、これらの周知が継続した課題です。

施策（３） 権利擁護の推進

【取組状況と課題】

①権利擁護の推進

成年後見制度を利用する必要性があるにも関わらず、申立てができる親族がいないため利用ができない障害者に対し、市長が本人に代わり申立てを行い、または、本人による申立てを関係機関と連携して支援することにより、障害者の権利擁護を推進しました。

対象者の心身の状況や親族の状況により、当該制度の利用に係る支援が困難な方への対応が、継続した課題です。

②成年後見制度利用支援の推進（利用支援事業・報酬助成事業）

「成年後見審判の申立てに要する費用や、成年後見人等への報酬の支払いが困難な障害者等にそれら費用の助成を行い、成年後見制度の利用促進を図りました。制度の周知と、制度につなげる相談支援機関との連携が課題です。

③市民後見人の活用

* 「地域福祉計画」 ● ページ参照

前計画の基本目標 5 安全・安心で必要な情報が活かされる

施策（１） 情報提供の充実、コミュニケーション手段の確保

【取組状況と課題】

①特性に応じた情報提供の充実

市の広報誌については、障害者の希望に応じて、音声による「声の広報いばらき」や「点字版の広報いばらき」を発行し、市のホームページについては、「読み上げ」や「文字拡大」、また、Web版「声の広報いばらき」を掲載するなど、障害特性に応じた情報提供を行いました。

また、市が主催する会議等では障害者の希望に応じて、手話通訳者や要約筆記者の配置、ルビ版や点字版の資料を提供するなどの合理的配慮を行い、障害特性に応じた方法で必要な情報提供を行いました。この他、映像配信による講演等にも必要に応じ手話通訳の対応を行いました。

これらの取組を行っているものの、茨木市の保健福祉に関するアンケート調査からは、市全体として障害に応じた情報提供が十分とは言えないとの回答が過半数を超えており、効果的な情報提供のあり方が、今後の課題です。

②多様なコミュニケーションを支援する人材の確保・育成

「手話奉仕員養成講座」について、若い世代に対して手話に親しんでもらえるよう、市内の大学に講座のチラシ設置・配布を依頼し、学生の受講を促すとともに、小・中学生を対象とした「こども手話教室」を開催するなど、障害理解を深めてもらえるように努めました。また、手話が初めての方向けの「入門基礎講座」とスキルアップを図りたい方向けの「ステップアップ講座」を設けるなど、習熟度に応じた講座を開催するなど、支援者の人材確保・育成に努めました。

「手話奉仕員養成講座」については、多数の受講があるものの、手話通訳の実践に至る人材が少ないのが課題です。

施策（２） 移動手段の確保

【取組状況と課題】

①移動支援サービスの充実

移動支援については、「移動支援」や「同行援護」等のサービスを、障害者のニーズに応じて適切に支給決定を行うとともに、移動支援従事者養成研修を継続的に実施し、サービス提供体制の充実に努めました。

また、大阪府北摂ブロック福祉有償運送運営協議会の運営に参画し、福祉タクシーによる移動手段の充実に努めました。

施策（３） 安全・安心に暮らせる住まいづくり

【取組状況と課題】

①住まいのバリアフリー化等の推進

歩行に困難を抱える障害者等の日常生活における安全性や利便性の向上に向け、自宅における住宅改造費や住宅改修費の助成を引き続き実施し、住まいのバリアフリー化に取り組みました。

施策（４） 防災の推進

【取組状況と課題】

①特性に応じた災害時の情報提供体制の充実

災害時の避難所において、災害や支援に関する情報等を掲示し、情報を視覚的に確認してもらえるように情報提供体制を充実させたほか、避難行動要支援者等を対象に、予め登録された電話やファックスへ避難情報等を音声や文字情報でお伝えする災害情報自動配信サービスを行うなど、情報伝達手段の多重化・多様化に努めました。

また、救急等の緊急通報について、聴覚障害者等、音声による意思疎通が困難な障害者に対し、ファックスで通報が行える体制を整えたほか、緊急通報装置やスマートフォン・携帯電話のインターネット機能を利用し文字等により119番通報（消防車や救急車の要請）ができるNet119緊急通報サービスについて、広報誌やホームページ等を活用し、周知を行いました。

以上の取組を行っているものの、茨木市の保健福祉に関するアンケート調査からは、多くの方が、障害に応じた情報提供体制が十分とは言えないと感じている様子が窺えることから、平常時からの情報提供に加え、災害時の効果的な情報提供のあり方が、今後の課題です。

②福祉避難所の設置・災害協定に基づく支援体制の整備

福祉避難所への備蓄の充実強化により、障害者など要配慮者が安心して過ごせる環境整備に努めました。また、「要配慮者避難施設（災害協定に基づく福祉避難施設）」の運用について検討を行いました。

災害発生時に福祉避難所等を円滑に運用するためには、対象者の指定やスタッフの確保等検討課題があります。

③避難所における福祉ニーズへの対応

障害者地域自立支援協議会において、平成30年（2018年）に発生した大阪北部地震や台風21号の災害時の経験を踏まえ、障害児・者やその家族、支援者が感じた課題の解決に向けた取組を行いました。その中でも、避難所における運用に活用する

ため、障害種別に応じた支援や配慮の仕方等を取りまとめた「避難所における障害者支援ガイド」を作成し、市の避難所要員に活用してもらえるように整備を行いました。

また、茨木市避難所運営マニュアルを策定し、障害児・者などの要配慮者が安心して快適に避難所で生活ができるよう、ユニバーサルな避難所を目指していくことを避難所運営の基本的な考え方として示し、自主防災組織で個別の避難所運営マニュアルを作成していく際には、避難所の中に福祉的配慮を行うスペースを設けるなどの工夫を行うように努めました。

災害発生時に避難所における福祉ニーズに円滑に対応するためには、市各部局、関係機関の実効性ある連携体制が必要であり、継続的な課題です。

前計画の基本目標 6 社会保障制度の推進に努める

施策（1） 障害者制度の適正実施

【取組状況と課題】

①障害福祉サービス制度の推進

障害福祉サービスの支給決定基準を策定し、支給決定の透明化・明確化を図るとともに、支給決定事務フローを見直し、特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案や、障害者等が作成するセルフプランが、支給決定内容へ適切に反映されるよう改善しました。また、新たに福祉専門職（認定給付専門員）を配置し、サービス利用希望者の導入面談の実施によるニーズ把握や、サービス等利用計画の点検等を通じ、支給決定事務を公平かつ適正に行い、利用者の地域生活の継続及び制度の持続可能性の確保に努めました。

計画相談利用率が低いことにより、相談支援専門員と行政職員の連携による複眼的なアセスメントやニーズ把握がしにくいこと、利用者の心身状況やニーズの変化に円滑に対応しにくいことなどが課題です。

また、障害福祉サービス事業所への集団指導や実地指導等の実施により、障害福祉サービスに対する指導・助言を行いました。

②福祉医療費助成制度の推進

平成30年（2018年）に、重度障害者医療制度について、新たに精神障害者手帳1級所持者や障害年金1級に相当する難病患者を加え、重度障害者に対する医療費助成の拡充を図りました。

③各種手当制度の推進

令和4年度（2022年度）に、介護保険対象者に対する特別障害者手当について、担当課のホームページや広報誌、チャットボットによる情報提供を開始し、制度の周知に努めました。

○障害福祉計画（第6期）の取組状況と評価

〔1〕成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【福祉施設の入所者の地域移行者数の成果と評価】

施設入所者の地域移行については、令和4年度（2022年度）末までの地域移行者数は9人で、目標値13人に対して、69%の達成率となっています。地域における受け皿としてのサービス等の資源整備、入所者本人や家族に対しての動機付けや、計画相談支援に従事する相談支援専門員の不足などの課題があります。

■福祉施設の入所者の地域移行者数の目標値と実績

令和元年度 (2019年度) 末 施設入所者数	第6期計画 地域移行者数 目標値 A	令和4年度 (2022年度) 末 までの地域 移行者数 B	B - A	達成率 B / A
128人	13人	9人	▲4人	69%
	移行率9%以上	移行率7%		

【施設入所者の削減数の成果と評価】

施設入所者の削減数については、地域移行により施設を退所される方がいる一方で、新規に入所される方もいるため、令和元年度（2019年度）末の施設入所者128人に対して、令和4年度（2022年度）末の施設入所者削減数は▲1人で、目標は未達成となっています。

■施設入所者の削減数の目標値と実績

令和元年度 (2019年度) 末 施設入所者数 A	第6期計画 施設入所者の 削減数の目標値 B	令和4年度 (2022年度) 末 施設入所者数 C	削減数 A - C = D	達成率 D / B
128人	削減数3人 削減率1.6%以上	129人	削減数▲1人	▲33%
	施設入所者数 125人		削減率▲1%	

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【①精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数についての成果と評価】

精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数について、現時点で公表されている実績値が令和元年度（2019年度）までとなっており、直近年度における数値で評価が行えない状況ではありますが、目標値の316日以上に対して、令和元年度（2019年度）実績では332日と目標値を上回っています。

■精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数目標値と実績

第6期計画 精神障害者の精神病床から退院後 1年以内の地域における平均生活日数の目標値	令和元年度（2019年度）末 精神障害者の精神病床から退院後 1年以内の地域における平均生活日数
316日以上（大阪府全体）	332日（大阪府全体）

【②精神病床における1年以上長期入院患者数についての成果と評価】

精神病床における1年以上の長期入院患者数について、令和5年（2023年）6月末の目標値318人に対して、令和4年（2022年）6月末時点は343人と未達成となっています。

障害者地域自立支援協議会 地域移行・地域定着部会等の取組等を通じ、医療機関や大阪府、保健所などと連携を図りながら長期入院者の地域移行を推進する体制づくりが課題です。

■精神病床における1年以上の長期入院患者数の目標値と実績

第6期計画 令和5年（2023年）6月末 精神病床における1年以上の長期入院患者数の 目標値	令和4年（2022年）6月末 精神病床における1年以上の長期入院患者数
318人	343人

【③精神病床における早期退院率（入院後3か月、6か月、1年 各時点）についての成果と評価】

精神病床における早期退院率について、現時点で公表されている実績値が令和元年度（2019年度）までとなっており、直近年度における数値で評価が行えない状況ではありますが、目標値に対して、令和元年度（2019年度）実績は下回っています。

■精神病床における早期退院率（入院後3か月、6か月、1年 各時点）の目標値と実績

第6期計画 精神病床における早期退院率 （入院後3か月、6か月、1年 各時点）の目標値	令和元年度（2019年度）末 精神病床における早期退院率 （入院後3か月、6か月、1年 各時点）
3か月時点69%以上、6か月時点86%以上、 1年時点92%以上（大阪府全体）	3か月時点65.4%、6か月時点81.9%、 1年時点89.1%（大阪府全体）

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【地域生活支援拠点等が有する機能の充実についての成果と評価】

地域生活支援拠点等の機能の運用状況等を検証・検討する場として、令和4年度（2022年度）から障害者地域自立支援協議会に「地域生活支援拠点等プロジェクトチーム」を設置しました。

令和4年度（2022年度）は、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」を重点テーマとし、相談支援部会の座長、茨木市障害福祉サービス事業所連絡会などと連携しながら、年4回、検証・検討を行いました。

■地域生活支援拠点等が有する機能の充実の目標値と実績

第6期計画 地域生活支援拠点等が有する機能 の充実の目標値	令和4年度（2022年度）末 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
令和5年度（2023年度）末までの間、地域生活支援拠点等の機能について、年1回以上運用状況を検証・検討する。	済

4 福祉施設から一般就労への移行等

【①福祉施設から一般就労への移行の成果と評価】



■福祉施設から一般就労への移行目標値と実績

令和元年度（2019年度） 一般就労への移行者数	第6期計画 一般就労への移行者数		令和4年度（2022年度） 一般就労への移行者数	
全体 50人 ※自立訓練2人含む	全体 64人	令和元年度（2019年度）対比 全体 1.27倍以上	全体 ●人	
就労移行支援 34人	就労移行支援 46人	就労移行支援 1.30倍以上	就労移行支援 ●人	●%
就労継続支援A型 10人	就労継続支援A型 13人	就労継続支援A型 1.26倍以上	就労継続支援A型 ●人	●%
就労継続支援B型 4人	就労継続支援B型 5人	就労継続支援B型 1.23倍以上	就労継続支援B型 ●人	●%

【②就労定着支援事業に関する成果と評価】

●●●●（就労定着支援事業の利用者の割合の成果と評価について）

また、就労定着支援事業所の就労定着率については、市内就労定着支援事業所5事業所のうち3事業所（全体の60%）が就労定着率80%以上と目標値を下回っています。引き続き、定着率向上のため関係機関と情報共有等を行い、状況を注視していく必要があります。

■就労定着支援事業の利用者の割合の目標値と実績

第6期計画 就労定着支援事業の利用者の割合の目標値	令和4年度（2022年度）末 就労定着支援事業の利用者の割合
令和5年度（2023年度）における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち70%以上	令和4年度（2022年度）における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち●%が就労定着支援事業を利用

■就労定着支援事業所の就労定着率の目標値と実績

第6期計画 就労定着支援事業所の就労定着率の目標値	令和4年度（2022年度）末 就労定着支援事業所の就労定着率
就労定着率が80%以上の事業所が全体の70%以上	就労定着率が80%以上の事業所が全体の60%

【③就労継続支援B型事業所における平均月額工賃の成果と評価】

就労継続支援B型事業所の平均月額工賃について、令和4年度（2022年度）は、12,452円となっており、目標の14,490円に対して、86%の達成率となっています。

新型コロナウイルス感染症の影響による授産製品等の販売機会や役務等の受注依頼の減少、新規指定事業所の増加などが平均工賃の押し下げ要因となり、平均月額工賃額は伸びず、ほぼ横ばいの状況が続いています。

各事業所における役務受注先の企業開拓や授産製品の販路拡大に係る業務状況や、利用者層の変化等による生産体制の変化、共同受注システムのあり方など複合的な課題があり、効果的な工賃向上の取組について検討する必要があります。

■就労継続支援B型事業所における平均月額工賃の目標値と実績

第6期計画 平均月額工賃 目標値 A	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度) B	過去3か年 平均額	達成率 B/A
14,490円	13,161円	12,342円	12,452円	12,652円	86%

5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の成果と評価】

障害福祉サービス等に係る審査支払について、毎月の請求データの確認時に事業所等に対し、エラー項目に関して共有を行うとともに修正を促しました。また、指導監査に係る情報の共有体制の構築については、昨年度北摂七市三町障害福祉担当課長会議で、各市における事業所に対する実地指導の実施状況や指摘事項等の事例共有を行いました。

■障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の目標値と実績

第6期計画 障害福祉サービス等の質を向上 させるための取組に係る体制の構築の目標値	令和4年度（2022年）末 障害福祉サービス等の質を向上 させるための取組に係る体制の構築
令和5年度（2023年度）末までの間、研修を充実し、障害福祉サービス等に係る審査支払、指導監査に係る情報の共有体制を構築する。	済

〔2〕活動指標

(1) 自立支援給付

1 訪問系サービス

【評価】

居宅介護の利用者数及び1人当たりの月平均の実績は見込み量を上回っており、特に身体障害者の1人当たりの月平均の実績の増加率が高くなっています。重度訪問介護、同行援護の実績については、利用者数の変化はほとんど見られませんが、1人当たりの平均の実績は概ね増加しています。今後も、障害の重度化あるいは障害者やその家族の高年齢化により、居宅介護や重度訪問介護などの利用は引き続き増加していくことが考えられます。

【計画の実施状況】

障害種別/ サービス種別			令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	居宅介護	人	120	163	136%	166	173	104%	174	176	101%
		時間	2,928	5,150	176%	5,161	5,706	111%	5,419	6,056	112%
	重度訪問介護	人	19	20	105%	23	21	91%	24	21	88%
		時間	6,518	6,958	107%	8,567	7,660	89%	8,995	7,358	82%
	同行援護	人	60	64	107%	71	64	90%	72	66	92%
時間		1,552	1,521	98%	1,826	1,629	89%	1,857	1,747	94%	
重度障害者等包括支援	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-	
	時間	0	0	-	0	0	-	0	0	-	
知的障害者	居宅介護	人	77	88	114%	90	98	109%	94	103	110%
		時間	1,728	957	55%	973	969	99%	1,019	1,034	101%
	重度訪問介護	人	3	3	100%	5	3	60%	5	2	40%
		時間	300	1,118	373%	1,237	996	81%	1,423	988	69%
	行動援護	人	2	2	100%	2	3	150%	2	3	150%
時間		120	91	76%	106	94	89%	116	130	112%	
重度障害者等包括支援	人	1	0	0%	1	0	0%	1	0	0%	
	時間	75	0	0%	75	0	0%	75	0	0%	
精神障害者	居宅介護	人	175	214	122%	213	230	108%	222	240	108%
		時間	1,660	2,594	156%	2,618	2,843	109%	2,749	2,940	107%
	重度訪問介護	人	0	1	-	1	0	0%	1	0	0%
		時間	0	61	-	68	0	0%	72	0	0%
	行動援護	人	0	0	-	0	0	-	0	1	-
時間		0	0	-	0	0	-	0	31	-	
重度障害者等包括支援	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-	
	時間	0	0	-	0	0	-	0	0	-	
障害児	居宅介護	人	25	26	104%	25	28	112%	26	29	112%
		時間	300	354	118%	341	391	115%	352	399	113%
	同行援護	人	0	1	-	1	1	100%	1	0	0%
		時間	0	25	-	24	30	125%	24	0	0%
	行動援護	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
時間		0	0	-	0	0	-	0	0	-	
重度障害者等包括支援	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-	
	時間	0	0	-	0	0	-	0	0	-	
合計	居宅介護	人	397	491	124%	494	529	107%	516	548	106%
		時間	6,616	9,055	137%	9,093	9,909	109%	9,539	10,429	109%
	重度訪問介護	人	22	24	109%	29	24	83%	30	23	77%
		時間	6,818	8,137	119%	9,872	8,656	88%	10,490	8,346	80%
	同行援護	人	60	65	108%	72	65	90%	73	66	90%
		時間	1,552	1,546	99%	1,850	1,659	90%	1,881	1,747	93%
行動援護	人	2	2	100%	2	3	150%	2	4	200%	
	時間	120	91	76%	106	94	89%	116	161	139%	
重度障害者等包括支援	人	1	0	0%	1	0	0%	1	0	0%	
	時間	75	0	0%	75	0	0%	75	0	0%	

* 数値、上段は月間の平均利用人員、下段は「月間の平均利用人員」×「1人当たりの月平均利用時間」

2 短期入所

【評価】

短期入所は、本人の訓練的観点や家族のレスパイト的観点から利用していた知的障害者や障害児の利用控えなどの要因により実績の減少傾向が見受けられます。一方で、身体障害者、精神障害者については、令和2年度（2020年度）の実績と比較して、平均利用人数、1人当たりの月平均利用日数は同水準または増加傾向となっています。今後、新型コロナウイルス感染症の状況によって、サービスの利用状況の変動が予想されます。

【計画の実施状況】

障害種別		令和2年度（2020年度）			令和3年度（2021年度）			令和4年度（2022年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人	27	34	126%	45	34	76%	48	39	81%
	人日	128	161	126%	225	178	79%	240	212	88%
知的障害者	人	138	110	80%	146	98	67%	150	106	71%
	人日	639	519	81%	685	479	70%	701	461	66%
精神障害者	人	5	6	120%	6	6	100%	6	5	83%
	人日	22	25	114%	20	25	125%	22	27	123%
障害児	人	45	35	78%	43	29	67%	44	33	75%
	人日	139	139	100%	178	112	63%	182	115	63%
合計	人	215	185	86%	240	167	70%	248	183	74%
	人日	928	844	91%	1,108	794	72%	1,145	815	71%

* 数値、上段は月間の平均利用人員、下段は「月間の平均利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

3 日中活動系サービス

【評価】

障害のある人の日中の居場所づくりや活動場所の提供体制の充実、サービス提供事業所の増加に伴い、就労継続支援A型や、精神障害者の生活介護利用者の伸びが著しい状況となっています。日中活動や就労支援に対するニーズが継続して高いことや、多様化したニーズに対応してサービス提供内容の幅も広がりを見せていることから、更に利用が進むことが考えられます。

【計画の実施状況】

障害種別/ サービス種別			令和2年度（2020年度）			令和3年度（2021年度）			令和4年度（2022年度）		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	生活介護	人	108	128	119%	133	131	98%	137	138	101%
		人日	1,924	2,205	115%	2,305	2,270	98%	2,363	2,356	99%
	自立訓練 （機能訓練）	人	5	4	80%	4	4	100%	4	4	100%
		人日	75	48	64%	55	47	85%	57	43	75%
	就労移行支援	人	6	10	167%	10	6	60%	10	6	60%
		人日	104	163	157%	162	114	70%	170	95	56%
	就労継続支援 （A型）	人	21	25	119%	27	28	104%	29	30	103%
人日		389	452	116%	463	525	113%	477	562	118%	
就労継続支援 （B型）	人	42	52	124%	52	61	117%	54	71	131%	
	人日	715	834	117%	813	977	120%	836	1,165	139%	
就労定着支援	人	0	3	-	4	4	100%	4	4	100%	
知的障害者	生活介護	人	411	404	98%	442	415	94%	448	422	94%
		人日	7,936	7,794	98%	7,843	8,012	102%	7,961	8,151	102%
	自立訓練 （生活訓練）	人	8	13	163%	16	12	75%	17	16	94%
		人日	170	221	130%	243	205	84%	255	265	104%
	就労移行支援	人	23	18	78%	21	23	110%	22	19	86%
		人日	358	306	85%	353	376	107%	367	314	86%
	就労継続支援 （A型）	人	29	39	134%	42	45	107%	44	57	130%
人日		570	745	131%	762	864	113%	800	1,048	131%	
就労継続支援 （B型）	人	224	254	113%	265	265	100%	276	278	101%	
	人日	4,043	4,549	113%	4,710	4,756	101%	4,876	4,969	102%	
就労定着支援	人	3	11	367%	13	11	85%	13	9	69%	
精神障害者	生活介護	人	18	36	200%	37	39	105%	39	45	115%
		人日	225	394	175%	416	484	116%	437	552	126%
	自立訓練 （生活訓練）	人	11	6	55%	10	5	50%	10	6	60%
		人日	128	60	47%	118	53	45%	124	46	37%
	就労移行支援	人	40	66	165%	71	80	113%	75	79	105%
		人日	620	1,127	182%	1,221	1,322	108%	1,282	1,337	104%
	就労継続支援 （A型）	人	54	79	146%	78	90	115%	82	90	110%
人日		960	1,417	148%	1,359	1,556	114%	1,427	1,571	110%	
就労継続支援 （B型）	人	78	133	171%	134	144	107%	141	156	111%	
	人日	1,013	1,684	166%	1,683	1,965	117%	1,767	2,125	120%	
就労定着支援	人	6	33	550%	35	37	106%	36	38	106%	
療養介護	人	28	20	71%	20	22	110%	20	23	115%	
合計	生活介護	人	537	568	106%	612	585	96%	624	605	97%
		人日	10,085	10,393	103%	10,564	10,766	102%	10,761	11,059	103%
	自立訓練 （機能訓練）	人	5	4	80%	4	4	100%	4	4	100%
		人日	75	48	64%	55	47	85%	57	43	75%
	自立訓練 （生活訓練）	人	19	19	100%	26	17	65%	27	22	81%
		人日	298	281	94%	361	258	71%	379	311	82%
	就労移行支援	人	69	94	136%	102	109	107%	107	104	97%
		人日	1,082	1,596	148%	1,736	1,812	104%	1,819	1,746	96%
	就労継続支援 （A型）	人	104	143	138%	147	163	111%	155	177	114%
		人日	1,919	2,614	136%	2,584	2,945	114%	2,704	3,181	118%
就労継続支援 （B型）	人	344	439	128%	451	470	104%	471	505	107%	
	人日	5,771	7,067	122%	7,206	7,698	107%	7,479	8,259	110%	
就労定着支援	人	9	47	522%	52	52	100%	53	51	96%	
療養介護	人	28	20	71%	20	22	110%	20	23	115%	

* 数値、上段は月間の平均利用人員、下段は「月間の平均利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

4 居住系サービス

【評価】

施設入所支援の実績については、同水準で推移しており、共同生活援助の実績は増加傾向にあります。また、グループホームの整備に当たっては、計画相談支援の充実や地域生活支援拠点の機能整備によって、「どこで暮らしたいか」という希望を反映できるとともに、重度の障害のある方の選択肢となれるよう検討を進めていく必要があります。

なお、居宅での生活を支える自立生活援助については、制度当初より実績がなく、今後の制度活用の手法などが課題です。

【計画の実施状況】

障害種別/ サービス種別			令和2年度（2020年度）			令和3年度（2021年度）			令和4年度（2022年度）		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	自立生活援助	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	共同生活援助 （グループホーム）	人	3	9	300%	10	13	130%	10	15	150%
	施設入所支援	人	36	31	86%	32	31	97%	31	32	103%
知的障害者	自立生活援助	人	5	0	0%	3	0	0%	4	0	0%
	共同生活援助 （グループホーム）	人	221	227	103%	233	244	105%	245	261	107%
	施設入所支援	人	88	94	107%	93	96	103%	92	92	100%
精神障害者	自立生活援助	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	共同生活援助 （グループホーム）	人	25	47	188%	47	55	117%	50	56	112%
	施設入所支援	人	1	2	200%	3	2	67%	3	4	133%
合計	自立生活援助	人	5	0	0%	3	0	0%	4	0	0%
	共同生活援助 （グループホーム）	人	249	283	114%	290	312	108%	305	332	109%
	施設入所支援	人	125	127	102%	128	129	101%	126	128	102%

* 数値は月間の平均利用人員

5 相談支援（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）

【評価】

計画相談支援の利用人数は、見込量を上回る実績で推移していますが、令和4年度（2022年度）末の支給決定障害者の計画相談支援利用率は34.1%にとどまっております。個別の障害者ケアマネジメントを必要とする方が相談支援専門員の不足等により必要な支援が受けられていない現状があります。そのため、計画相談支援については、令和3年度（2021年度）から相談支援事業所開設等補助を実施し、計画相談支援の普及に向け、利用人数の増加及び計画相談支援に従事する相談支援専門員の増加を目指しています。

地域移行支援については、令和3年度（2021年度）に精神障害者について1件実績があったことによつて見込量と同水準となりましたが、以降の実績はなく、地域定着支援を含め見込量を下回る結果となっています。施設入所者、精神科病院に入院している方及び支援者に対する制度の周知や利用の促進が課題です。

【計画の実施状況】

障害種別 サービス種別			令和2年度（2020年度）			令和3年度（2021年度）			令和4年度（2022年度）		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	計画相談支援	人	138	161	117%	160	166	104%	168	174	104%
	地域移行支援	人	3	0	0%	2	0	0%	2	0	0%
	地域定着支援	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
知的障害者	計画相談支援	人	222	359	162%	332	389	117%	348	419	120%
	地域移行支援	人	3	0	0%	2	0	0%	2	0	0%
	地域定着支援	人	1	0	0%	1	0	0%	1	0	0%
精神障害者	計画相談支援	人	224	208	93%	200	214	107%	210	216	103%
	地域移行支援	人	7	0	0%	1	1	100%	1	0	0%
	地域定着支援	人	5	0	0%	2	0	0%	3	0	0%
障害児	計画相談支援	人	2	0	0%	2	0	0%	2	0	0%
合計	計画相談支援	人	586	728	124%	694	769	111%	728	809	111%
	地域移行支援	人	13	0	0%	5	1	20%	5	0	0%
	地域定着支援	人	6	0	0%	3	0	0%	4	0	0%

* 計画相談支援は実利用人数

* 地域移行支援、地域定着支援は年間の利用人員

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【評価】

障害者地域自立支援協議会 地域移行・地域定着部会（精神科病院チーム）を協議の場として位置付けており、各項目とも見込量を上回っています。

引き続き、関係機関と連携しながら、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について取組を推進します。

【計画の実施状況】

サービス等種別		令和2年度（2020年度）			令和3年度（2021年度）			令和4年度（2022年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回／年	-	-	-	6	7	117%	6	7	117%
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人／年	-	-	-	36	68	189%	36	89	247%
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回／年	-	-	-	6	7	117%	6	7	117%

(3) 相談支援体制の充実・強化

【評価】

令和3年度（2021年度）の「地域の相談支援事業者の人材育成の支援」及び「地域の相談機関との連携強化の取組」について、新型コロナウイルス感染症の影響により開催ができず見込量を下回りましたが、その他は見込量を上回る実績となっています。

持続可能な相談支援体制に向けた効率化と効果性を高めるにあたり、委託の障害者相談支援センターの役割について確認・整理するとともに、相談支援事業者への訪問や基幹相談支援センターが実施する研修などを通じた専門的な指導・助言、人材育成の支援の手法が課題です。また、地域全体において限られた担い手で、近年増加している複合的な課題等にも対応するため、重層的支援体制整備事業の実施に伴う地域の相談機関との連携や役割分担の明確化、業務の効率性と効果性を高める取組のあり方が課題です。

【計画の実施状況】

サービス等種別		令和2年度（2020年度）			令和3年度（2021年度）			令和4年度（2022年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
基幹相談支援センターの設置	有無	-	-	-	有	有	100%	有	有	100%
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件／年	-	-	-	16	19	119%	16	17	106%
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件／年	-	-	-	2	1	50%	2	2	100%
地域の相談機関との連携強化の取組	回／年	-	-	-	2	0	0%	6	6	100%

(4) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

【評価】

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用については、大阪府が実施する「市町村障がい福祉担当新任職員研修」を始め、様々な研修に参加し、職員の障害福祉サービス等に関する知識や技術等の向上に努めました。

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、障害福祉サービス等に係る審査支払について、毎月の請求データの確認時に事業所等に対し、エラー項目に関して共有を行うとともに修正を促しました。

指導監査に係る情報の共有体制の構築については、昨年度、北摂七市三町障害福祉担当課長会議で各市における事業所に対する実地指導の実施状況や指摘事項等の事例共有を行いました。

とりわけ中小規模事業者において、従業員の不足感が強いことや、そのために従業員に対する専門的・体系的な研修を十分行っていないことなどが課題です。

【計画の実施状況】

サービス等種別		令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人/年	-	-	-	64	52	81%	64	51	80%
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有無	-	-	-	有	有	100%	有	有	100%
	回/年	-	-	-	12	12	100%	12	12	100%
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	有無	-	-	-	有	有	100%	有	有	100%
	回/年	-	-	-	1	1	100%	1	1	100%

(5) 地域生活支援事業

1 理解促進研修・啓発事業

【評価】

障害者地域自立支援協議会開催の研修会や障害者週間関連事業として毎年開催している「障害者の手づくり作品展」等のイベントなどを通じて、市民等の障害理解を深める研修や啓発を推進しています。

「障害者の手づくり作品展」について、令和4年度（2022年度）は、他のイベントと協働し実施することでより多くの市民の方に見ていただくことができました。引き続き、より市民等に行き渡る啓発手法の検討を行ってまいります。

【計画の実施状況】

サービスの内容等		令和2年度（2020年度）			令和3年度（2021年度）			令和4年度（2022年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	100%	有	有	100%	有	有	100%

2 自発的活動支援事業

【評価】

自発的活動支援事業については、「ピアカウンセラー養成講座」の開催や障害者地域自立支援協議会当事者部会の運営、障害当事者交流会の開催など、市民等が行う自発的な活動に対する支援を実施しています。

【計画の実施状況】

サービスの内容等		令和2年度（2020年度）			令和3年度（2021年度）			令和4年度（2022年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
自発的活動支援事業	有無	有	有	100%	有	有	100%	有	有	100%

3 相談支援事業

【評価】

障害者相談支援事業については、令和元年度（2019年度）から市内5つの日常生活圏域を細分化した14エリアに障害者相談支援センターを整備してきました。障害者相談支援センターは、地域で開催される会議への参加等を通じ、地域住民の身近な相談場所として活動しています。

基幹相談支援センター等機能強化事業については、複数の専門職を配置して、相談支援機能の強化を図っています。

本市域の相談支援専門員の多くが市町村相談支援事業や自立支援協議会等の地域づくりの活動に従事する一方、市町村相談事業の多くが障害福祉サービス利用を主訴とした障害者、または既に障害福祉サービスを利用している障害者を支援していること、計画相談支援を必要とする障害者が計画相談支援に従事する相談支援専

専門員の不足により利用できないため、やむを得ず市町村相談支援を利用し続けていること、こうした状況が障害者相談支援センターの負担を大きくしていることが課題になっており、様々な角度からの検討が必要です。

【計画の実施状況】

サービスの内容等		令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
障害者相談支援事業	か所	10	10	100%	10	10	100%	10	10	100%
基幹相談支援センター	有無	有	有	100%	有	有	100%	有	有	100%
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	100%	有	有	100%	有	有	100%

4 成年後見制度利用支援事業

【評価】

成年後見制度利用支援事業については、制度内容の理解や事業の浸透に伴い、概ね見込量どおりの利用となっています。成年後見制度法人後見支援事業については、事業の対象となる法人がなかったことから、事業は実施していません。

【計画の実施状況】

サービスの内容等		令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
成年後見制度利用支援事業	人	13	15	115%	12	13	108%	13	12	92%

*数値は年間の利用人数

5 意思疎通支援事業

【評価】

手話通訳者派遣事業については、設置の手話通訳士の欠員に伴い、通訳者派遣について調整をせざるを得ない状況が続いたことなどにより、令和4年度(2022年度)は令和3年度(2021年度)と比較し、派遣件数が減少しました。

要約筆記者派遣事業については、新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、依頼件数は増加しました。

今後も合理的配慮の推進に伴う利用の拡大に向け、手話通訳等に従事する人材の確保・養成が課題です。

【計画の実施状況】

サービスの内容等		令和2年度（2020年度）			令和3年度（2021年度）			令和4年度（2022年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
手話通訳者 派遣事業	件	63	63	100%	2,503	2,254	90%	2,648	1,845	70%
	時間	763	303	40%	2,657	2,448	92%	2,793	1,993	71%
要約筆記者 派遣事業	件	12	12	100%	30	14	47%	33	17	52%
	時間	121	83	69%	82	129	157%	86	191	222%
手話通訳者 設置事業	人	5	5	100%	5	5	100%	5	4	80%

* 数値は年間量

* 手話通訳者派遣事業について、第5期計画（令和2年度（2020年度））までは手話通訳・要約筆記者（会計年度任用職員）の派遣件数・時間のみを数値計上していましたが、第6期計画（令和3年度（2021年度））より手話通訳士の派遣件数・時間も含め数値計上を行っています。

6 日常生活用具給付等事業

【評価】

見込量と実績値に大きく乖離のある品目については、今後の実績値の推移を特に注視する必要があります。

「障害者福祉のてびき」等を活用した制度周知、用具等の給付が必要な方への適正な給付、既に広く普及した品目の見直しやニーズの動向の研究が課題です。

【計画の実施状況】

サービスの内容等		令和2年度（2020年度）			令和3年度（2021年度）			令和4年度（2022年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
介護・訓練支援用具	件	26	26	100%	23	28	122%	24	23	96%
自立生活支援用具	件	50	59	118%	43	68	158%	44	67	152%
在宅療養等支援用具	件	37	44	119%	61	70	115%	64	47	73%
情報・意思疎通支援用具	件	69	38	55%	41	48	117%	42	55	131%
排せつ管理支援用具	件	1,480	1,535	104%	4,921	7,893	160%	4,970	7,106	143%
住宅改修費	件	5	8	160%	3	8	267%	3	7	233%

* 数値は年間量

* 排せつ管理支援用具について、第5期計画（令和2年度（2020年度））までは給付券の発行件数を数値計上していましたが、第6期計画（令和3年度（2021年度））より給付月数の件数で数値計上を行っています。

7 手話奉仕員養成研修事業

【評価】

令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催ができませんでしたが、それ以外の年度においては、同水準で推移しています。

手話通訳者や手話奉仕員は、意思疎通を図る上で大切な役割を果たしていますが、手話通訳者や手話奉仕員を養成するためには、長い期間が必要になるため、今後を見据えて、研修事業の参加者の増加へ向けた取組が課題です。

【計画の実施状況】

サービスの内容等		令和2年度（2020年度）			令和3年度（2021年度）			令和4年度（2022年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
手話奉仕員養成 研修事業	人	56	0	0%	60	46	77%	60	45	75%

* 数値は年間の養成研修修了者数

8 移動支援事業

【評価】

サービスの利用人数・利用時間ともに増加傾向となっています。

今後、新型コロナウイルス感染症の影響が弱まり、外出機会の増に伴い、サービス利用が伸びることが想定されます。

精神障害者の外出や社会参加への支援ニーズの高まりがうかがえ、精神障害者への支援スキルを持ったガイドヘルパーの養成を進めるとともに、社会全体の障害理解の高まりが必要です。また、65歳を超え、介護保険を利用する障害者においても、制度の利用が進んでいます。

【計画の実施状況】

障害種別		令和2年度（2020年度）			令和3年度（2021年度）			令和4年度（2022年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人	130	72	55%	116	70	60%	117	75	64%
	時間	21,220	15,418	73%	19,544	14,705	75%	19,739	15,520	79%
知的障害者	人	407	231	57%	427	225	53%	434	271	62%
	時間	67,238	43,303	64%	70,073	42,255	60%	71,194	52,849	74%
精神障害者	人	73	55	75%	90	63	70%	95	75	79%
	時間	6,403	10,501	164%	10,743	11,920	111%	11,280	12,909	114%
障害児	人	100	33	33%	97	34	35%	98	40	41%
	時間	6,888	3,744	54%	6,147	4,119	67%	6,219	4,768	77%
合 計	人	710	391	55%	730	392	54%	744	461	62%
	時間	101,749	72,966	72%	106,507	72,999	69%	108,432	86,046	79%

* 上段は月当たりの平均利用者数 下段は年間延べ利用時間数

9 地域活動支援センター

【評価】

各項目の実績値については、概ね同水準で推移しています。Ⅲ型については、令和3年度（2021年度）より基本報酬と加算を拡充することにより、事業を継続するとともに、インセンティブを働かせ利用者の増やサービスの質の向上を目指していますが、令和3・4年度（2021・2022年度）利用実績については、令和2年度（2020年度）実績とほぼ同水準で推移している状況です。

重層的支援体制整備事業の実施を踏まえ、子ども・若者や高齢者等他分野の取組との連携による居場所の選択肢のあり方が、今後の課題です。

【計画の実施状況】

サービスの内容等		令和2年度（2020年度）			令和3年度（2021年度）			令和4年度（2022年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
利用人数	人	463	196	42%	237	190	80%	240	202	84%
I型	か所	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%
II型	か所	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%
III型	か所	5	2	40%	2	2	100%	2	2	100%

* 数値は年間量

10 その他の事業（任意事業）

【評価】

訪問入浴サービス事業は、昨年度と比較すると利用実績は横ばいとなっておりますが、令和4年度（2022年度）の実績は、利用者の増加に伴い見込量を上回っています。

日中一時支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度（2020年度）から実績値が減少傾向ではあるものの、日中就労している主たる介護者の増、障害児であったときの放課後デイサービスに変わる夕刻から夜間までの介護ニーズを満たす手段の一つとして、利用ニーズは高くなる傾向にあると考えています。

【計画の実施状況】

サービスの内容等		令和2年度（2020年度）			令和3年度（2021年度）			令和4年度（2022年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
訪問入浴サービス事業	人	40	49	123%	60	65	108%	61	64	105%
日中一時支援事業	人	1,355	1,426	105%	1,554	1,289	83%	1,570	1,240	79%
	人日	1,550	1,647	106%	1,712	1,464	86%	1,729	1,408	81%

* 数値は年間量

○障害児福祉計画（第2期）の取組状況と評価

〔1〕成果目標

1 児童発達支援センター

【児童発達支援センターの成果と評価】

福祉型児童発達支援センター「あけぼの学園」と医療型児童発達支援センター「藍野療育園」が中心となり、障害児通所支援事業所への支援として、事業所交流会を通じて職員向けの研修会を実施するとともに、通所支援事業所説明会や講座を開催し、市民への周知・啓発を図るなど、市内における障害児支援の拠点としての取組を進めました。

■児童発達支援センターの目標値と実績

サービス等種別		令和2年度（2020年度）			令和3年度（2021年度）			令和4年度（2022年度）		
		目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率
福祉型児童発達支援センター	か所	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%
医療型児童発達支援センター	か所	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%

2 保育所等訪問支援

【保育所等訪問支援の成果と評価】

市内に5か所の事業所があり、計画における目標は達成されています。今後もニーズの動向に注視し、引き続き、受け入れ側となる保育所や幼稚園、学校への周知を進める取組が必要です。

■保育所等訪問支援の目標値と実績

サービス等種別		令和2年度（2020年度）			令和3年度（2021年度）			令和4年度（2022年度）		
		目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率
保育所等訪問支援事業所数	か所	3	3	100%	3	3	100%	4	5	125%

3 医療的ニーズへの対応

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保の成果と評価】

児童発達支援については、医療型児童発達支援センター藍野療育園も利用ができることから、受入体制の確保はできています。放課後等デイサービスでの受け入れについても、新規事業所が開設されて計画上の目標は達成されています。しかしニーズの高まりもあり、今後も提供体制の確保や支援の充実に努める必要があります。

■主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保の目標値と実績

サービス等種別		令和2年度（2020年度）			令和3年度（2021年度）			令和4年度（2022年度）		
		目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数（医療型児童発達支援センターを含む）	か所	2	4	200%	4	4	100%	4	5	125%
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	か所	4	4	100%	4	4	100%	4	7	175%

4 医療的ケア児支援のための保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

【医療的ケア児支援のための保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置の成果と評価】

障害者地域自立支援協議会の子ども支援プロジェクトチームを協議の場に位置付けており、目標は達成しています。協議の場では、医療的ケアが必要な子どもの様々な場面での状況を知るため、医療的ケア児等コーディネーターと共に、意見交換や医療的ケアに関する研修会、プロフィールブック・サポートブック（いばらきっ子ファイル）の作成などを実施しました。

■医療的ケア児支援のための保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置の目標値と実績

サービス等種別		令和2年度（2020年度）			令和3年度（2021年度）			令和4年度（2022年度）		
		目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率
関係機関の協議の場	か所	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%

5 コーディネーターの配置

【コーディネーターの配置の成果と評価】

関係機関の支援をつなぐ医療的ケア児等コーディネーターについては、福祉関係から1人、医療関係から1人を配置する目標を達成しています。

コーディネーター主催のもと、医療的ケア児の現状を聞き取る機会として、関係機関との情報共有の場を設けました。

■コーディネーターの配置の目標値と実績

サービス等種別		令和2年度（2020年度）			令和3年度（2021年度）			令和4年度（2022年度）		
		目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率
コーディネーターの配置	人	-	-	-	1	1	100%	2	2	100%

〔2〕活動指標

（1）障害児通所支援

【評価】

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、申請件数の増加に伴い利用者数が増加し、保育所等訪問支援については、提供事業所の増加に伴い利用者数が増加しました。医療型児童発達支援や居宅訪問型児童発達支援については、利用者数の顕著な伸びは見られませんでした。

【計画の実施状況】

サービスの内容等		令和2年度（2020年度）			令和3年度（2021年度）			令和4年度（2022年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
児童発達支援	人	496	482	97%	500	523	105%	500	622	124%
	人日	2,395	2,410	101%	2,500	2,615	105%	2,500	3,110	124%
医療型児童発達支援	人	90	62	69%	90	63	70%	90	62	69%
	人日	629	372	59%	630	315	50%	630	310	49%
放課後等デイサービス	人	1,198	1,208	101%	1,280	1,326	104%	1,330	1,486	112%
	人日	8,815	6,040	69%	9,250	6,630	72%	10,200	7,430	73%
保育所等訪問支援	人	-	-	-	32	18	56%	40	28	70%
	回	24	15	63%	26	18	69%	28	28	100%
居宅訪問型児童発達支援	人	-	-	-	5	3	60%	5	2	40%
	回	5	3	60%	5	7	140%	5	6	120%

* 数値、上段は1か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

* 「回」は、「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用回数」

（2）障害児相談支援

【評価】

障害児相談支援については、見込量を下回る実績で推移しており、令和4年度（2022年度）末の障害児相談支援利用率は15.6%と、相談支援専門員の不足により、利用が進んでおらず、サービス利用者数は微増にとどまっています。引き続き、相談支援専門員の確保と育成を図り、提供体制の拡充に努める必要があります。

【計画の実施状況】

サービスの内容等		令和2年度（2020年度）			令和3年度（2021年度）			令和4年度（2022年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
障害児相談支援	人	118	88	75%	118	96	81%	138	91	66%

* 数値、月間の平均利用人員（モニタリング含む）

(3) 発達障害児等に対する支援

【評価】

ペアレントトレーニング等への参加者からは、具体的でわかりやすく、参加して良かったとの意見が多く聞かれました。令和4年度(2022年度)からはペアレント・プログラムも実施し、家族支援の充実を図っています。今後も継続した取組のために、周知等に力を入れていく必要があります。

サービスの内容等		令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人/年	-	-	-	12	8	67%	18	17	94%

サービスの内容等		令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
ピアサポート活動への参加人数	人/年	-	-	-	2	2	100%	3	2	67%

(4) 地域生活支援事業(障害児通学支援)

【評価】

サービス提供時間の実績値は計画における見込量を上回っています。今後も利用者のニーズや提供事業者の状況を注視し、提供体制の継続に努める必要があります。

【実施状況】

サービスの内容等		令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
障害児通学支援	人	-	-	-	10	15	150%	11	10	91%
	時間	-	-	-	600	851	142%	660	1,093	166%

* 上段は月当たりの平均利用者数 下段は年間延べ利用時間数

第●節 障害者計画（第5次）

1 障害者計画（第5次）・障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）策定の趣旨

（1）各計画の位置づけ

第2節から第4節は、下表のとおり、障害者基本法に定める障害者計画（第5次）（今般「障害者施策に関する長期計画」から法定の名称へ改称）、障害者総合支援法に定める障害福祉計画（第6期）、児童福祉法に定める障害児福祉計画（第3期）から構成されます。

障害者計画は、国の基本計画、大阪府の障がい者計画を基本とするとともに、「茨木市における障害者の状況等を踏まえ、茨木市における障害者のための施策に関する基本的な計画」です。

障害福祉計画は、国の基本指針に即して、「障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施」を行うための計画です。

障害児福祉計画は、国の基本指針に即して、「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」です。

国においては、障害者基本法に基づく「障害者基本計画（第5次）」を策定しており、障害者権利条約との関係においては令和4年（2022年）9月に採択・公表された国連の障害者権利委員会による総括所見を踏まえるなど、直近の情勢を反映させたものとなっています。

また、障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び児童福祉法に基づく「障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を定め、令和5年（2023年）に改正しています。

大阪府においては、国の基本計画等を踏まえ、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を一体化した「第5次大阪府障がい者計画」を策定するとともに、障害者総合支援法に基づき、市町村が障害福祉計画を作成するにあたっての技術的な助言及び大阪府の基本的な考え方を示す等の趣旨から「第7期市町村障がい福祉計画及び第3期市町村障がい児福祉計画に向けた大阪府の基本的な考え方」を示しています。

本市計画の策定にあたっては、障害者基本法等の根拠法令のみならず、令和4年（2022年）に新たに施行された、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を始めとする関係法令の目的、理念に則るとともに、国、大阪府の計画、指針等を踏まえ、整合性を図り策定します。また、庁内関連計画と調和を図り、本市のこれまでの取組、課題などの実情を踏まえ、施策を推進します。

計画名	法律名	目的
障害者 計画 (第5次)	障害者 基本法 (根拠法)	全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること
	障害者ア クセシビリテ ィ・コミュニ ケーション 施策推 進法 (関係法)	全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要であることに鑑み、(中略)障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること
障害福 祉計画 (第7期)	障害者 総合支 援法 (根拠法)	障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること
障害児 福祉計 画 (第3期)	児童福 祉法 (根拠法)	(法に目的の記載なし(理念規定))

(2)関係する本市行政計画等

障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、「茨木市総合計画」に基づく総合保健福祉計画の分野別計画に位置付けられています。また、障害のある人の日常生活、社会生活及び人権に関わる施策は多岐にわたるため、次に掲げる庁内関連計画等と整合性を保ち、調和をもって施策を推進します。

関連行政計画等の一覧

(3)障害のとらえ方

- ・国際生活機能分類、障害者権利条約から障害者基本法へ流れ、同法による障害の定義を踏まえた障害の概念

2 障害のある人もない人も誰もが安心して暮らしつつげられるまちづくり

- ・「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の趣旨
- ・同条例と障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の関係

【茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例の概念図】

3 主な取組

基本目標 1 お互いにつながり支え合える

施策（１） すべての人が支え合う共生社会への取組

- ・人口減少社会を背景とした持続可能な共生社会づくり
- ・地域における担い手づくりの推進
- ・重層的支援体制整備事業の実施を通じた地域共生社会の実現
- ・より効果的、効率的で持続可能なネットワークへの再構築

【主な取組】

- ①つながり、支え合い、共に生きるための市民一人ひとりの取組
- ②障害者を支えるボランティアなど担い手の充実
- ③持続可能なネットワーク体制の構築
- ④茨木市障害者地域自立支援協議会

施策（２） 交流を通じての相互理解の促進

- ・属性や分野に捉われない多様な主体による交流の促進
- ・おにクル等の新たな公共施設も活用した「共創」によるまちづくりへの参画

【主な取組】

- ①障害のある人とない人の交流の促進

基本目標 2 健康にいきいきと自立した日常生活を送る

施策（１）地域での包括的な相談支援体制の構築

- ・重層的支援体制における障害分野の相談支援体制
- ・相談支援体制の最適化、効率化により、分野を超えた包括的な支援体制を持続可能なものとする

【主な取組】

- ①「茨木市障害者基幹相談支援センター」による総合相談支援の推進
- ②障害者相談支援センターとの円滑な連携及び相談支援体制の強化
- ③ケアマネジメント体制の充実

施策（２）地域での自立した生活への支援の充実

- ・障害者が地域生活を継続するための施策
- ・計画相談の提供基盤の量・質の確保
- ・意思決定の支援
- ・インフォーマルサービスの活用
- ・「親亡きあと」や「緊急時の対応」を含めた、サービスの円滑な連携体制の確保

【主な取組】

- ①自立支援給付事業、地域生活支援事業の充実
- ②地域移行・地域定着支援のための体制整備
- ③住まいの場の充実
- ④地域生活支援拠点等の整備
- ⑤適切なサービス提供と地域に根差した事業所運営の促進
- ⑥障害福祉サービス等情報公表
- ⑦計画相談支援の実施
- ⑧サービス提供事業者に対する支援・障害福祉サービスの質の確保
- ⑨サービスを担う人材の確保・育成

施策（３）精神障害者の地域での支援体制の充実

- ・精神障害者が地域生活を継続するための施策
- ・地域における精神障害への理解促進
- ・福祉・医療を始めとした多機関の連携促進

【主な取組】

- ①精神障害者に対する地域における包括的なケア体制の充実
- ②精神障害に関する理解促進

施策（４）障害特性等に配慮したきめ細かい支援

- ・外見からはわかりにくいとされる難病、高次脳機能障害、発達障害等への支援

【主な取組】

- ①難病患者に対する障害福祉サービス等の円滑な利用による支援
- ②高次脳機能障害・発達障害に対する支援

施策（５）医療的ケアの必要な障害者、強度行動障害者に対する支援

- ・対応できる障害福祉サービス等事業所、従業者が不足しているとされる医療的ケアを要する重度障害者や強度行動障害者への支援

【主な取組】

- ①医療的ケア・強度行動障害者に対する支援体制の充実
- ②医療的ケア・強度行動障害者に適切に対応できる人材の確保

施策（６）保育・教育における支援の充実

- ・障害児に対する早期支援につながる体制の充実
- ・保育所・学童保育等における支援体制の整備
- ・ライフステージに応じた切れ目のない支援の確保
- ・医療的ケア児に対する包括的な支援体制の構築

【主な取組】

- ①早期療育の充実
- ②障害児保育の充実
- ③児童発達支援センターを中心とした重層的な障害児支援
- ④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の充実

施策（７）学校教育・社会教育の充実

- ・「教育の場」における自立と社会参加に向けた主体的な取組の支援
- ・障害の有無に関わらず可能な限り障害のない児童・生徒と共に教育が受けられる環境の整備
- ・小・中学校における合理的配慮

【主な取組】

- ①障害児教育の充実
- ②障害のある児童・生徒に対する小・中学校教育の充実
- ③小・中学校における教育相談体制・研修の充実
- ④小・中学校における合理的配慮の充実

基本目標3 憩える 参加できる 活躍できる

施策（１）就労でき、働きつづけられる環境の充実

- ・ 障害者の就労ニーズの高まり
- ・ 多様な就業機会の確保
- ・ 障害者が就労を継続し定着できる環境づくり支援
- ・ 就労困難な障害者への工賃向上に向けた、障害福祉サービス事業所による主体的な取組の支援

【主な取組】

- ①障害者雇用及び働きやすい環境づくりに対する企業等の理解の促進
- ②各種助成制度などに関する周知
- ③雇用分野における差別の解消
- ④就労拡大に向けた支援体制の充実
- ⑤様々な就労体験を通じた障害者就労の促進
- ⑥スマイルオフィスを活用しての就労意欲の向上
- ⑦国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく取組の推進
- ⑧共同受注システムについて
- ⑨働きつづけるための就労相談の充実
- ⑩重度障害者の就労支援

施策（２）余暇活動を通じた社会参加の促進

- ・ 「障害者文化芸術推進法」「茨木市文化振興ビジョン」「茨木市スポーツ推進計画」の趣旨を踏まえ、時勢の変化による余暇活動の分化に対応した施策
- ・ 文化芸術に係る鑑賞・活動機会の確保や健康づくり、スポーツの機会確保
- ・ ほかに様々な余暇活動を通じた社会参加が行える地域づくり

【主な取組】

- ①文化芸術の鑑賞及び創作活動機会の確保
- ②身体活動、スポーツの機会の確保
- ③様々な余暇活動に参加しやすい環境づくり

基本目標 4 一人ひとりの権利が尊重される

施策（１）人権の尊重、差別のないまちづくりの推進

- ・「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の理念を周知
- ・「障害者差別解消法」の改正に伴う事業者による障害への理解や合理的配慮提供の促進
- ・茨木市障害者差別解消支援協議会の活動等を通じた、多様な主体による差別の起こらない地域づくりの推進

【主な取組】

- ①障害に対する理解を深める啓発事業の充実
- ②障害を理由とする差別の禁止
- ③茨木市障害者差別解消支援協議会の設置
- ④市民及び市民活動団体、事業者と連携した啓発の推進

施策（２）虐待防止対策の推進

- ・虐待の未然防止へ向けた関係機関との連携強化
- ・指導監査を通じた障害福祉サービス事業所による虐待防止の取組

【主な取組】

- ①虐待防止及び啓発への取組
- ②虐待対応の強化

施策（３）権利擁護の推進

- ・成年後見制度等の活用を引き続き推進
- ・意思決定支援の取組の推進

【主な取組】

- ①権利擁護の推進
- ②成年後見制度利用支援の推進（利用支援事業・報酬助成事業）
- ③市民後見人の活用
- ④意思決定支援の促進

施策（４）障害教育の推進

- ・小・中学校における障害への理解を深める学習活動の促進
- ・インクルーシブ教育の環境づくりの推進

【主な取組】

- ①学校等における障害理解教育・学習活動の充実
- ②家庭・地域における障害教育・学習活動の充実

基本目標5 情報を活かして、安全・安心に暮らせる

施策（1）情報提供の充実、コミュニケーション手段の確保

- ・「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法」、「次なる茨木へのICTビジョン」の趣旨を踏まえた効果的な行政情報発信の推進や行政手続きの利便性の向上
- ・障害者のICT活用促進とデジタルデバйд対策
- ・障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段の確保、人材育成

【主な取組】

- ①特性に応じた情報提供の充実
- ②行かなくてもいい市役所、くらしのデジタル化の推進
- ③多様なコミュニケーションを支援する人材の確保・育成

施策（2）安心して暮らせる住まいの確保とまちづくり

- ・「茨木市バリアフリー基本構想」に基づくバリアフリー化の推進
- ・障害者の特性に応じた住まいの確保

【主な取組】

- ①施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン等の推進
- ②住まいの確保とバリアフリー化等の推進
- ③住宅確保要配慮者への支援

施策（3）防災の推進

- ・「茨木市地域防災計画」に則った防災施策
- ・障害者への災害時情報の適切な発信
- ・避難行動要支援者への対策や、個別避難計画の作成及び福祉避難所の体制整備

【主な取組】

- ①要配慮者の特性に応じた災害時の情報提供体制の充実
- ②福祉避難所の設置・災害協定に基づく支援体制の整備
- ③避難所における福祉ニーズへの対応
- ④個別避難計画による障害者の避難支援

基本目標 6 持続可能な社会保障を推進する

施策（１）障害者制度の適正運営

- ・ 障害者の地域生活の継続を支えるため、地域の社会資源が有限であることを踏まえて障害福祉制度を公正、適正な運営により持続可能なものとする
- ・ 最適なフォーマルサービスの選択、インフォーマルサービスの活用や組合せ

【主な取組】

①持続可能な障害福祉サービス制度の運営

②請求情報の点検による給付の適正化

施策（２）持続可能な障害福祉サービス事業所の運営及び人材の育成

- ・ 障害福祉サービス事業所の法令順守の徹底を通じたサービスの質の確保及び適切な報酬請求による障害福祉サービスへの信頼の確保と制度の持続可能性維持
- ・ 障害福祉サービス事業所における人材の確保、定着等によるサービス提供基盤の持続可能性の向上

【主な取組】

①障害福祉サービス事業所への指導・監査

②サービス提供従業者の育成・事務効率化

第●節 障害福祉計画（第7期）

1 第7期計画の目標設定と実現に向けた取組

2 成果目標

- 〔1〕福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 〔2〕精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 〔3〕地域生活支援の充実
- 〔4〕福祉施設から一般就労への移行等
- 〔5〕相談支援体制の充実・強化等
- 〔6〕障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

3 活動指標

- 〔1〕サービスの体系
- 〔2〕自立支援給付の必要量の見込みと確保の方策
- 〔3〕精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の見込みと確保の方策
- 〔4〕相談支援体制の充実・強化のための見込みと確保の方策
- 〔5〕障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る見込みと確保の方策
- 〔6〕地域生活支援事業の必要量の見込みと確保の方策

第●節 障害児福祉計画（第3期）

1 第3期計画の目標設定と実現に向けた取組

2 子ども・子育て支援との調和

- （1）障害児数の推計
- （2）本市における障害児保育、教育等の現状

3 成果目標

- （1）児童発達支援センター
- （2）保育所等訪問支援
- （3）医療的ニーズへの対応
- （4）医療的ケア児支援のための保健・医療・福祉・保育・教育等関係機関の協議の場の設置
- （5）コーディネーターの配置

4 活動指標

- （1）障害児通所支援
- （2）障害児相談支援
- （3）発達障害児等に対する支援
- （4）地域生活支援事業（障害児通学支援）

5 次世代育成支援行動計画（第4期）との調和について

- ①年齢別人口の推移
- ②幼児期の教育・保育施設サービス等の量の見込み